

令和元年6月3日

工事現場の熱中症対策に関する現場管理費補正の試行について

このことについて、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に必要な経費として、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしたのでお知らせします。

記

1 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温30度以上を観測した日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

現場に在する期間としての工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

2 対象工事

土木工事標準積算基準書（共通編、河川編、道路編、電気通信編）及び公園緑地標準歩掛を適用し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

3 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

4 適用

平成31(2019)年4月1日以降に契約を行った工事から試行を適用する。

(問合せ先)
香川県土木部技術企画課
積算管理グループ
TEL087-832-3511